

**学校における新型コロナウイルス感染症への  
対応に関するQ & A（保護者向け）  
（令和4年9月1日）**

**登校と出席の扱いについて**

**問1 子供が陽性になりました。いつから登校することができますか。**

陽性者の療養解除の目安は、症状が出た日から10日間です。

また、無症状の場合は検査時の検体採取日を0日目として、症状が無く7日間経過した場合に解除となります。（無症状者が途中で症状が出た場合は、症状が出た日を0日目として10日間経過が必要になります。）

発症日や解除日については、保健所の指示に従ってください。

**問2 子供の同居家族が陽性となりました。登校することはできますか。**

陽性者の同居家族については、原則として濃厚接触者と判断されると考えられますので、登校することはできません。その場合は欠席の扱いとせず、「出席停止」となります。濃厚接触者は5日間の待機が必要となります。

家族と適切に距離が取れないような状況においては、陽性者の療養解除から5日間になることもあります。また、同居家族等の中で別の家族が発症し陽性となった場合は、改めてその発症日を0日目として起算し5日間の待機が必要となります。自宅待機の期間が終了した後も7日間が経過するまでは、自身による健康状態の確認を行うことや会食を控える等の感染対策をお願いします。

**問3 子供が、同居の家族以外の濃厚接触者となった場合、登校することはできますか。**

陽性者と接触をした日の翌日から5日間は登校を控えてください。この場合、欠席の扱いとせず、「出席停止」となります。

**問4 子供に発熱や咳等の症状があり、登校を控える場合、欠席となりますか。**

欠席の扱いとせず、「出席停止」となります。

**問5 子供の同居家族に未診断の発熱等の症状がある場合、登校することはできますか。**

感染がまん延している地域（レベル2や3の段階である地域）の場合は、登校を控えるようにしてください。その場合は、欠席の扱いとせず、「出席停止」となります。

**問6** 子供の同居家族が濃厚接触者になりました。登校することはできますか。

家族や児童生徒本人に発熱等の風邪症状が見られない場合は、登校を控えていただく必要はありません。控えた場合は、欠席の扱いとしません。

**問7** 子供の習い事先で感染者が確認され、本人が検査対象者になった場合、登校することができますか。

検査を受けることになった時から検査結果（陰性）が判明するまでは登校を控えてください。この場合、欠席の扱いとせず、「出席停止」となります。

**問8** 子供が登校後に学校で発熱し、早退することになりました。兄弟姉妹は一緒に帰宅しなければならないですか。

同居の兄弟姉妹についても、できるだけ早退をお願いします。

**問9** ワクチン接種のため学校を休ませる場合、欠席となりますか。

欠席の扱いとはしません。

**問10** ワクチン接種の副反応のために学校を休ませる場合、欠席となりますか。

欠席の扱いとせず、「出席停止」となります。

**問11** 感染が不安で学校を休ませる場合、欠席となりますか。

合理的な理由があると校長が判断した場合、欠席の扱いとはしません。生活圏における感染状況や、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの家庭の事情等、不安な状況を学校に御相談ください。

**問12** 問1から問11までのように、感染者や濃厚接触者となり、学校に登校できなかつたり登校を控えたりした日に、自宅でオンラインによる授業を受けた場合、出席になりますか。

感染者や濃厚接触者となり、自宅でオンライン授業に参加した場合は、欠席の扱いとせず、「出席停止」となります。

**問13** 臨時休業等を行ったことにより、やむを得ず学校に登校できなかった日に、自宅でオンラインによる授業を受けた場合、出席になりますか。

やむを得ず学校に登校できなかった日数は、学校に登校しなければならない日数には含まれず、出席にも欠席にもなりません。したがって、自宅でオンライン学習に参加をしても出席にはなりません。

**問 14 分散登校が行われたことにより、自宅でオンラインによる授業を受けた場合、出席になりますか。**

校長が、児童生徒に対して、登校せずにオンラインで授業に参加するよう指示した場合は、「オンラインによる出席」の扱いとなります。

**臨時休業の判断について**

**問 15 学級や学年、学校単位の臨時休業の基準等がありますか。**

感染経路や状況など、個々のケースにより判断しますが、学級内や学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校、保健所、教育委員会で協議して決定します。

**学校での感染症対策について**

**問 16 学校では、必ずマスクを着用しなければなりませんか。**

身体的距離が十分とれない場合は、マスクを着用すべきと考えます。ただし、人との距離が確保できる場合においては、マスクを着用する必要はありません。マスク着用の必要がない場面は、以下の通りです。

1. 屋外においては、人との距離が確保できる場合や、人との距離が確保できなくても会話をほとんど行わないような場合
2. 屋内においては人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
3. 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
4. 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外します。また、児童生徒本人が、暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳にかけて呼吸したりするなど、自身の判断で対応することもできます。

**問 17 学校で感染者が発生したとき、どれぐらいの情報提供がありますか。**

確認された感染者数や感染者の登校状況、その他、臨時休業実施の予定や臨時休業時の学習支援の方針等を提供することが考えられます。

なお、個人情報の保護、特に差別や偏見等を防止する観点から、感染者を特定しうる情報については原則提供しません。

**問 18 部活動等の大会やコンクールの実施について、どのように考えていますか。**

市主催の大会やコンクールについては、本市の感染状況等をもとに、保健所の助言を得ながら協議した上で実施の可否について判断します。

また、実施する場合も、各競技、演奏等に合わせて感染拡大を防止する対策を講じるとともに、児童生徒の参加については、保護者の了解を得るようにします。

**問 19 泊を伴う行事の実施の可否やキャンセル料等について、どのように考えていますか。**

各学校の校長は、本市の感染状況を踏まえつつ、教育委員会の指示・指導・助言を受け、実施の可否について判断します。

また、実施すると決定した場合でも、目的地の感染状況によっては、実施の有無や目的地の変更について検討します。

新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行等を中止又は延期した場合、企画料や、時期によってはキャンセル料も発生することがあります。

**給食について**

**問 20 感染者となり、学校を休む場合、給食費は請求されますか。**

本人が感染者や濃厚接触者となり、出席停止の措置がとられた場合、その期間の給食費は請求されません。

また、在籍する学級や学年、学校が臨時休業になった場合も、その期間の給食費は請求されません。

**(参考資料)**

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～ (2022.4.1 Ver.8)
- ・事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスク着用について」  
(令和4年5月24日)
- ・事務連絡「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」  
(令和4年7月25日)